

傾斜のきつい農地を支援するため、「超急傾斜農地保全管理加算」があります。

<対象農地>

田：1/10以上 畑：20° 以上



<交付単価>

6,000円/10a
(田・畑共通)

<対象となる活動 (①、②からそれぞれ1つは実施)>

① 農地を守る活動 (1つだけ実施でも可)



法面の保全

又は



獣害対策

又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動

② 農産物の販売や景観をPRする活動 (1つだけ実施でも可)



景観のPR

又は



地域の農産物のPR

又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動

※ 詳細は、裏面のお問い合わせ先または、お住まいの市町村に是非ご相談下さい。

お問い合わせ先

○本パンフレットや中山間地域等直接支払制度に関するお問い合わせは、
農林水産省 農村振興局 地域振興課（TEL 03-3501-8359(直通)）
又は、最寄りの地方農政局等にお気軽にご相談下さい。

○ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

022-263-1111（内線4059）（東北農政局農村振興部農村計画課）

○ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

048-600-0600（内線3415）（関東農政局農村振興部農村計画課）

○ 新潟県、富山県、石川県、福井県

076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）

○ 岐阜県、愛知県、三重県

052-201-7271（内線2515）（東海農政局農村振興部農村計画課）

○ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）

○ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）

○ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

096-211-9111（内線4632）（九州農政局農村振興部農村計画課）

○ 沖縄県

098-866-0031（内線83342）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）

○ 北海道

03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3501-8359（直通）

FAX 03-3592-1482

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html